

国際日本文化研究センター研究プロジェクトに関する申合せ

〔平成23（2011）年 1月19日所長裁定〕
〔令和 4（2022）年10月11日一部改正〕

国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）における、国際日本文化研究センター研究プロジェクト（以下「日文研研究プロジェクト」という。）に関する取扱いについて、以下のとおり申し合わせる。

（定義）

1. 日文研研究プロジェクトとは、センターの専任教員（所長含む）が代表者となって実施する研究プロジェクトで、センターの設立趣旨等全体の視点から支援することが望ましいものをいう。

（分類）

2. 日文研研究プロジェクトを以下のとおり分類する。
 - ①センターの設立趣旨又は中期目標・中期計画（概算要求含む）に沿った研究プロジェクト
 - ②機構の基幹研究プロジェクト等により実施している研究プロジェクト
 - ③外部資金（科研費・受託研究・寄附金等）により実施している研究プロジェクト

（研究期間）

3. 研究期間は、原則として3年以内とする。

（申請及び選考）

4. 代表者は、毎年度別紙様式第1号「国際日本文化研究センター研究プロジェクト申請書」（継続分については、任意様式による進捗状況及び成果の中間報告を添付）により申請し、調整会議の議を経て、所長が決定する。

（研究室の追加使用）

5. 日文研研究プロジェクトとして認められた研究プロジェクトについては、プロジェクト室・プロジェクト共用室等の研究室の追加使用を可とする。ただし、使用の可否は、財務・施設利用委員会において空室状況等を勘案し決定する。

（機関研究員の雇用申請）

6. 日文研研究プロジェクトとして認められた研究プロジェクトについては、機関研究員

の雇用申請を可とし、2. に掲げる分類の上位を優先させることを原則とする。ただし、機関研究員の選考は、機関研究員候補者選考委員会の議を経て、所長が決定する。

(研究報告)

7. 代表者は、研究期間が終了したときは、実施した研究の成果について、別紙様式第2号「国際日本文化研究センター研究プロジェクト終了報告書」により、所長に報告するものとする。

附 則

この申合せは、平成23年1月19日から施行する。

附 則

この申合せは、令和4(2022)年10月11日から施行する。

(別紙様式第1号)

国際日本文化研究センター研究プロジェクト申請書

(新 規 ・ 継 続)

プロジェクト名	
目的 (研究内容)	
期 間	
代表者 (申請者)	
経 費 の 種 類	
備 考	

*継続の場合、進捗状況及び成果の中間報告（任意様式）を添付して下さい。

(別紙様式第2号)

年 月 日

所長 殿

国際日本文化研究センター研究プロジェクト終了報告書

代 表 者

職名・氏名

下記のとおり国際日本文化研究センター研究プロジェクトを実施したので報告します。

1. プロジェクト名 _____

2. 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 研究成果の概要

--

4. 主な研究業績

※該当する業績を下記項目別に記載下さい。

〔論文〕（計 件）

〔分担執筆（ブックチャプター）〕（計 件）

〔図書（単著・共編著）〕（計 件）

〔学会発表〕（計 件）

〔その他〕（計 件）